

(素案)

# 藤沢市都市農業振興基本計画



2022年（令和4年）3月

藤 沢 市

## 目 次

藤沢市都市農業振興基本計画.....	1
第1章 計画策定の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の期間.....	3
4 都市農業の定義 .....	3
第2章 都市農業を取り巻く環境.....	4
1 都市農業の現状 .....	4
2 都市農業の転換期.....	4
3 都市農地政策の経緯 .....	5
4 都市農業振興基本計画.....	6
5 都市農業の多様な機能.....	6
第3章 藤沢市の農業.....	8
1 藤沢市の農業・農地の役割 .....	8
2 藤沢市の農業の現状と課題 .....	8
3 これまでの主な取組 .....	12
4 藤沢市の農業の課題 .....	15
第4章 新たな藤沢市の農業の将来像と基本方針.....	17
1 藤沢市の農業の将来像.....	17
2 基本方針 .....	17
3 体系図.....	18
4 目標値と主な取組.....	19
第5章 計画推進のために .....	26
1 関係機関等との連携 .....	26
2 計画の進行管理 .....	26
参考資料	
藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会設置要綱.....	27
藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会委員名簿.....	29

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

高度経済成長期、市街地の急激な拡大の中、都市農業は、住宅地に隣接することで生じる農薬飛散や臭気等による周辺住民との軋轢、地価の上昇による土地所有コストの増大といった問題に直面し、農業経営は衰退していきました。

近年では、農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化する一方で、都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加え、緑地空間や防災空間、環境保全の面からも再評価されています。

このような中、国は、2015年（平成27年）4月に、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）（以下、「基本法」という。）を制定し、2016年（平成28年）5月には都市農業振興基本計画を策定しています。

また、神奈川県では、神奈川県都市農業推進条例に基づき、「かながわ農業活性化指針」を策定し、2017年（平成29年）3月の改定において、基本法第10条に基づく地方計画として位置付けました。

本市におきましても、基本法に基づき、2017年（平成29年）3月に藤沢市都市農業振興基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定しました。基本計画の策定から4年が経過し、ウィズコロナやアフターコロナへの対応といった、新たに取り組むべき課題に直面する中、前基本計画の期間が満了したことから、農業者や関係団体からなる藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会を設置し、持続可能な開発目標（SDGs）<sup>※1</sup>や国が示すみどりの食料システム戦略<sup>※2</sup>、農業のデジタルトランスフォーメーション（DX）<sup>※3</sup>等の考え方を取り入れた新たな基本計画を策定します。

### 用語解説

- ※1 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）  
2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年（平成28年）から2030年（平成42年）までの国際目標。持続可能な世界を実現するため17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国・先進国の別なく、すべての国が取り組む普遍的なもの。
- ※2 みどりの食料システム戦略  
2021年5月12日に、国が、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定したもの。
- ※3 デジタルトランスフォーメーション（DX）  
「IT」の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念で、2004年（平成16年）にスウェーデンのウメオ大学エリック・ストルターマン教授が提唱し、世界的に拡散したもの。

## 2 計画の位置付け

本基本計画を基本法第10条に基づく地方計画と位置付けます。

また、本基本計画は本市農業振興を推進するための計画であり、「藤沢市市政運営の総合指針2024」、「藤沢市都市マスタープラン」、「藤沢農業振興地域整備計画」、「藤沢市地産地消推進計画」、その他関連計画等で示された事業計画や構想等との整合を図ります。

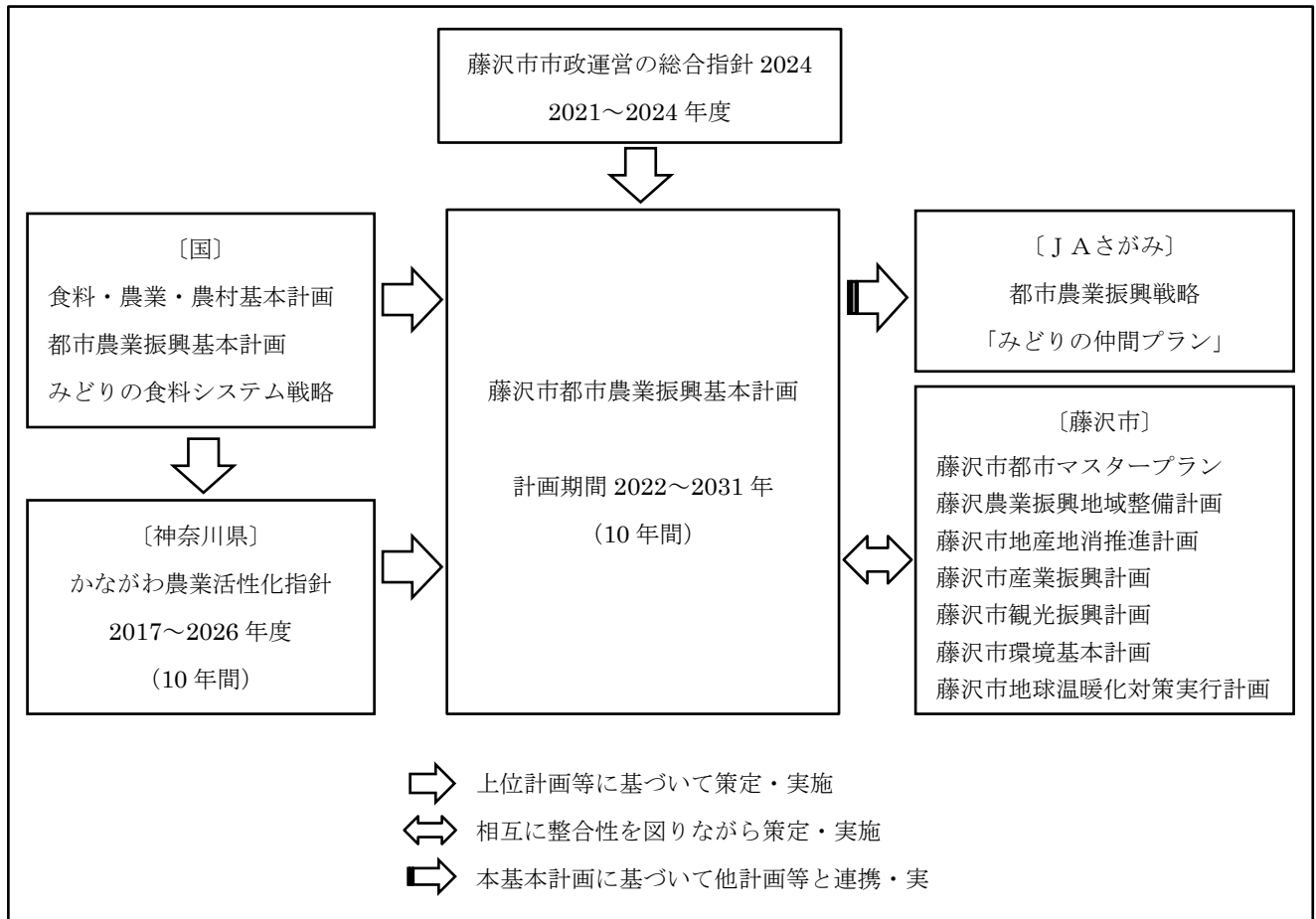


図1-1 計画の位置付け

### **3 計画の期間**

---

基本計画の期間は、2022年度（令和4年度）から2031年度（令和13年度）までの10年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や国・県の制度改正等により、中間年度（5年目）に見直しを行うものとします。

### **4 都市農業の定義**

---

神奈川県では、神奈川県都市農業推進条例において、県内全域で営まれる農業を都市農業としており、本市においても、市内全域で営まれる農業を都市農業と定義します。

## 第2章 都市農業を取り巻く環境

---

### 1 都市農業の現状

---

基本法では、都市農業の定義として、第2条に「市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいう。」とされています。

国の試算では、ここで定義する都市農業の農地面積は全国の農地の約2%にあたる8万haですが、都市農家の戸数は22.8万戸あり、その販売金額は全国の約1割を占める4,466億円とされています。このように都市農業の農産物供給力は、食料自給率の確保の一翼を担っていますが、これまで国の主要な農業振興施策の対象とはされてきませんでした。

都市農業の個々の経営を見ると、まとまった農地がないこと等から経営規模は小さく、特に三大都市圏<sup>※4</sup>特定市の1戸当たりの経営耕地面積は64aと、全国平均133aの半分以下となっています。

生産面では、消費地に近いという条件を活かし、鮮度が重要な野菜を中心に多様な作物を生産する農業者が多いことも、都市農業の特徴といえます。

売上げについては、100万円未満の農業者が6割程度いるものの、温室等の施設を利用し年に数回転の生産を行うことで相当の売上げをあげる経営も存在します。また、農家所得については、不動産経営所得の割合が大きい点に特色があるといえます。

#### 用語解説

##### ※4 三大都市圏

東京、名古屋、大阪の三大都市を中心とした、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）、名古屋圏（愛知県、岐阜県、三重県）、大阪圏（大阪府、兵庫県、京都府、奈良県）の総称

### 2 都市農業の転換期

---

基本法第3条には、都市農業は6つの多様な機能を有しているとされていますが、この多様な機能を再評価するきっかけとなったのが2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災であるといわれています。震災時、被災地の都市部において、農地が避難場所として活用されたことから、防災の観点から都市農地を保全すべきとの声が広がってきました。また、人口減少や高齢化が進む中、これまで宅地化予定地として見られてきた都市農地に対する開発圧力が低下していることも、都市農業を保全すべきという声に繋がっているものと考えられます。

### 3 都市農地政策の経緯

1968年（昭和43年）に都市計画法（昭和43年法律第100号）が制定され、同法に基づき設定された市街化区域は、「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」とされました。その区域内の農地は、事前に届出を行えば転用が可能となり、同区域において講じられる農業施策も、当面の営農継続に必要な効用が短期的措置に限られることとなりました。

一方、優良農地を主体とした農業地域を保全するため、1969年（昭和44年）には農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）が制定されました。同法に基づき指定された農用地区域は、「農用地等として利用すべき土地の区域」とされ、同区域内の農地の転用は原則として許可されないこととなりました。また、主要な農業振興施策はこの区域を対象として、計画的かつ集中的に実施されることとされました。

昭和60年代に入り、三大都市圏を中心として地価が高騰する中、市街化区域内の農地に対してはその宅地化が強く求められるようになりました。これに対応するため、三大都市圏特定市においては、1991年（平成3年）以降農業者の意向を踏まえ、農地を「宅地化する農地」と「保全する農地」に区分することとされました。その上で、「宅地化する農地」に対しては、固定資産税の宅地並み課税、相続税の納税猶予制度の不適用といった措置が適用され、宅地化の促進が図られました。

市街化区域内にあって「保全する農地」と区分された農地については、1991年（平成3年）以降、生産緑地地区<sup>※5</sup>として指定され、生産緑地法に基づき長期間農地としての管理が求められることとなりました。このことを受け、市街化区域内にあって生産緑地については、効用が短期的なものに限定せず農業施策を実施できることとなりました。しかしながら多くの生産緑地が指定されてから30年が経過する2022年（令和4年）には、生産緑地所有者は市町村に対し買取の申出をすることが可能となります。これらの生産緑地の買取申出が一斉に行われた場合、これまで保全されてきた生産緑地が急激に宅地化される恐れがあり、都市環境に著しい影響を与えることが懸念されることから、買取の申出期間が10年延伸できる特定生産緑地制度が創設されました。

このことから本市では、都市農地の保全を図るため、30年が経過する生産緑地所有者に対し、特定生産緑地制度の丁寧な説明や周知・意向調査等を行い、多くの特定生産緑地を指定できるよう取組を進めています。

#### 用語解説

##### ※5 生産緑地地区

市街化区域内において緑地機能等の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定された地区



## 4 都市農業振興基本計画

---

これまで述べてきたように、東日本大震災を機に、都市農業を保全すべきという声の高まりがある中で、生産緑地の指定から30年が経過することによる宅地化の進行という問題もあり、国は都市農業の多様な機能の発揮を政策課題とし、その多様な機能として「農産物の供給」「災害時の防災空間」「良好な景観形成」「国土・環境の保全」「農作業体験・学習・交流の場」「農業に対する理解醸成」の6つの機能をあげました。

この6つの機能を十分に発揮することができれば、農業政策や都市政策上においても、その行政コストを抑制できると期待されています。国は、都市農業が、これらの機能を十分に発揮できるよう、都市農業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画を定め、2016年（平成28年）5月に閣議決定しました。

## 5 都市農業の多様な機能

---

### (1) 農産物を供給する機能

都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給

### (2) 災害時の防災空間としての機能

災害時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間

### (3) 良好な景観形成としての機能

緑地空間や水辺空間を提供し都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす。

### (4) 国土・環境の保全機能

都市の緑として、雨水の貯留浸透、地下水の涵養、生物多様性を保全

### (5) 農作業体験・学習・交流の場としての機能

都市住民や学童の農業体験、学習の場及び生産者と都市住民の交流の場を提供

### (6) 農業に対する理解醸成の機能

身近に存在する都市農業を通じて、都市住民の農業や農業政策に対する理解を醸成



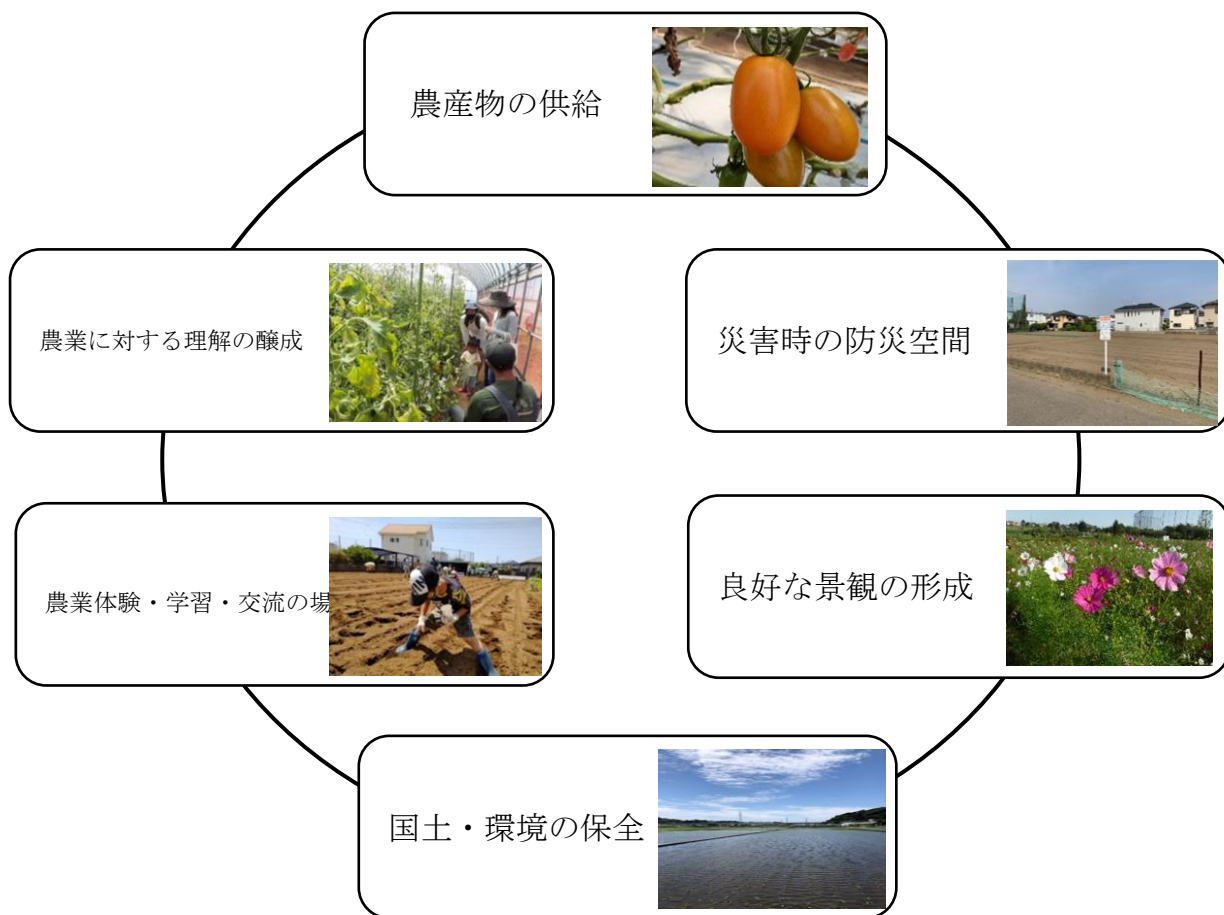


図 2 - 1 都市農業の多様な機能

## 第3章 藤沢市の農業

### 1 藤沢市の農業・農地の役割

本市の農業は、温暖な気候と平坦な地形等自然条件に恵まれ、かつ大消費地を抱える都市近郊という有利な立地条件のもとで、露地野菜、施設野菜、花き、果樹、植木、水稻、畜産を中心とした生産活動が展開され、新鮮・安全な農産物が供給されています。また、近年においては地球温暖化による急激な環境変化の中、農業生産の基盤である農地は、都市緑地空間としての位置付けや防災空間としての利用など、生活環境保全の面からも大きな役割を果たしています。

### 2 藤沢市の農業の現状

#### (1) 土地の利用状況

本市の面積は6,956haで、このうち市街化区域は4,754ha、市街化調整区域は2,202haとなっています。

市街化区域の1.9%に当たる90.5haが生産緑地地区となっています。また、市街化調整区域の80.8%に当たる1,778.44haが農業振興地域となっており、このうち33.1%の588.45haが農用地区域に指定されています。

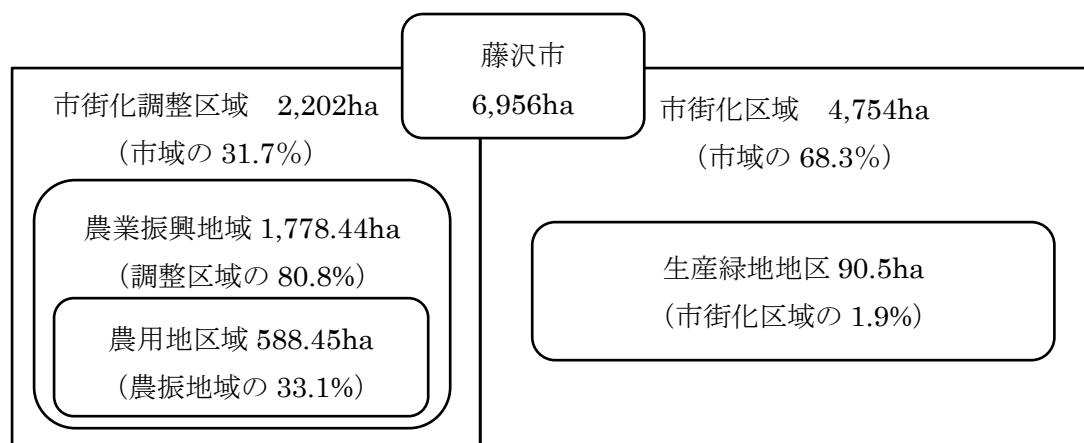


図3-1 土地の利用状況 (令和3年4月1日現在)

## (2) 担い手の現状

本市の人口は2030年（令和12年）に約44万4千人でピークを迎え、その後ゆるやかに減少に転じますが、2040年（令和22年）においても2020年（令和2年）の人口をやや上回る見込みです。

人口構造の変化については2020年（令和2年）から団塊ジュニア世代<sup>\*6</sup>がすべて65歳以上となる2040年（令和22年）までの20年間で、高齢者人口は約38%、約4万1千人増加する一方で、生産年齢人口は約10%、約2万8千人の減少が見込まれており、今後、人口構造の変化への対応力が問われる状況となっています。

この問題は、農業の担い手についても影響しており、全国的な傾向である農業者の高齢化と担い手不足の問題が本市においても現れています。

本市では、担い手不足の解消を図るため、農外からの新規参入を積極的に推進しており、2012年（平成24年）には、茅ヶ崎市、寒川町との2市1町で新規就農者受入支援体制の統一化と農地情報の共有化について協定を締結し、新規就農者がスムーズに就農できるよう体制を整えました。

また、援農ボランティア<sup>\*7</sup>の養成や、障がい者等が農業を通じて社会参画を実現していく取組である農福連携促進事業を実施するなど、新たな担い手確保の取組を行っています。

表3-1 総人口及び年齢3区分の人口

単位：人

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
14歳以下	53,636	55,771	56,904	58,772	58,017
15～64歳	270,409	270,643	267,275	267,449	274,542
65歳以上	50,878	64,349	80,269	97,214	107,754
総人口	374,923	390,763	404,448	423,435	440,313

表3-2 農業就業者数

単位：人

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年度
農業就業者数 <sup>*8</sup>	2,388	2,054	1,677	1,487	

【2020 農林業センサス<sup>\*9</sup>】

用語解説

- ※6 団塊ジュニア世代  
日本で1971年（昭和46年）から1974年（昭和49年）に生まれた世代
- ※7 援農ボランティア  
高齢化や担い手不足の農業者を支援するため、農作業の手伝いをする活動
- ※8 農業就業者数  
農業だけに従事した人及び農業とその他の仕事に従事した人のうち農業が主の人
- ※9 農林業センサス  
日本の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに国が行う調査

表3-3 農外からの新規参入件数 単位：人・件

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規就農者	5	3	5	4	5
新規参入法人	0	0	4	3	2

表3-4 援農ボランティア登録者数 単位：人

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規登録者	7	6	0	8	0
累計登録者	212	218	218	226	226



援農ボランティアの活動

### (3) 農地の状況

販売農家における経営耕地面積はこの15年間で26%も減少し、現在では662haとなり、本市の総面積に占める割合は9.5%です。このうち田が106ha、畑が451ha、樹園地が106haと、2015年農林業センサスと比べても田が8.5%、畑が3.5%、樹園地が10.4%減少しています。この理由の多くは農地から他の用途への転用によるものと考えられます。

表3-5 販売農家における経営耕地面積

単位：ha

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年度
経営耕地面積	835	753	699	662	

【2020 農林業センサス】

### (4) 市民の農業への理解醸成

食の安全・安心への関心から、新鮮な地場農産物を消費したいという市民のニーズは高まっています。また、本市の農業を維持していくためには、農業・農地への市民の理解が必要です。

本市では、市民に農業者との交流や農作業を体験する機会を設け、地場農産物の種類や流通のしくみ、旬の農産物の購入場所やおいしい調理方法等の情報を広く発信するとともに、市民が農業に触れる機会を通年で提供しています。



食育講座

### 3 これまでの主な取組

#### (1) 農産物を供給する機能を発揮するための取組

安全で安心な地元農産物の安定的な生産出荷を図るため、藤沢産農産物等の藤沢産利用推進店<sup>※10</sup>における需要拡大や学校・保育園給食による供給強化など、「藤沢市地産地消推進計画」に位置付けられた取組を行うとともに、藤沢産野菜の出荷資材購入や畜産経営の環境整備等への支援、農道及び水路の整備を推進しました。

#### (主な取組実績)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
藤沢産利用推進店認定店舗数	136 店	143 店	112 店	126 店
学校給食へ提供した市内産新米の数量	8,790kg	8,870kg	8,740kg	9,560kg
産地競争力を強化するための機械及び生産資材の導入や施設の維持・整備に係る助成対象戸数	25 戸	18 戸	35 戸	10 戸
就農相談件数	26 人	28 人	24 人	54 人
農外からの新規参入者数	3 人	5 人	4 人	5 人
農業共販や市場出荷による市内の安定生産と安定出荷を図るために支援した段ボール及び出荷用資材購入数	2,234,812 個	1,465,593 個	1,213,500 個	1,526,208 個
湘南藤沢地方卸売市場への出荷推進を図るために支援したレンタルコンテナの使用出荷数	173,120 個	78,848 個	72,443 個	86,538 個
畜舎の衛生環境の向上、畜産業の活性化のための施設整備等に対して助成した畜産農家件数	7 件	6 件	7 件	6 件
農業用道路・水路の改修延長	452m	561m	147m	234m

#### 用語解説

##### ※10 藤沢産利用推進店

地産地消を推進するために、2011年（平成23年）1月に新たに制定した利用推進店制度により、藤沢産農水産物等を取り扱う飲食店等として認定  
認定審査については、2018年度（平成30年度）までは、藤沢市地産地消推進協議会で行っていたが、2019年度（平成31年度）以降は市が行っている。

#### (2) 防災の機能を発揮するための取組

都市農地が身近にある安全な避難場所としての機能の発揮に向け、集中豪雨の際などに洪水被害を緩和する役割を持つ水田の保全や、防災協力農地の取組<sup>※11</sup>を実施しました。

(主な取組実績)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
水田保全事業 <sup>※12</sup> 補助対象面積	504,778 m <sup>2</sup>	518,106 m <sup>2</sup>	530,003 m <sup>2</sup>	516,450 m <sup>2</sup>
農業用道路・水路の改修延長（再掲）	452m	561m	147m	234m
防災協力農地面積	109,990.89 m <sup>2</sup>	112,772.42 m <sup>2</sup>	109,140.42 m <sup>2</sup>	98,492.42 m <sup>2</sup>

用語解説

※11 防災協力農地の取組

地方自治体が農地所有者と災害発生時の避難空間、仮設住宅建設用地等として利用する内容の協定を自主的に締結する取組

※12 水田保全事業

水田の持つ生物多様性や水源の涵養、自然環境の保全などの多様な機能の保全・拡大を図るため、水稻生産を行う有機農業者及び神奈川県認定を受けたエコファーマー<sup>※13</sup>に対して10aあたり50,000円以内の奨励金を交付する事業

※13 エコファーマー

1999年（平成11年）7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出し、認定を受けた農業者の愛称

(3) 良好な景観形成機能を発揮するための取組

良好な景観の形成促進を図るため、さがみ農協藤沢市農業経営士協議会とさがみ農協藤沢市青少年藤友会が遊休農地を活用し、コスモスの作付けから摘み取りまでを行う景観形成事業を実施することで、農業景観等の貴重な地域資源である農地を保全するための取組を推進しました。

(主な取組実績)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
水田保全事業補助対象面積（再掲）	504,778 m <sup>2</sup>	518,106 m <sup>2</sup>	530,003 m <sup>2</sup>	516,450 m <sup>2</sup>
遊休農地解消消費助成事業による遊休農地解消面積	2,890 m <sup>2</sup>	2,447 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	6,479 m <sup>2</sup>
景観形成事業の実施圃場	2カ所	2カ所	2カ所	1カ所

(4) 環境を保全する機能を発揮するための取組

都市農地が持つ、ヒートアイランド現象の緩和、雨水の貯留、地下水の涵養、生物多様性保全等の機能の発揮に向け、低リスク農薬の導入への支援など、環境に配慮した農業の取組を推進しました。



(主な取組実績)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
環境保全型農業直接支払交付金 <sup>※14</sup> 取組面積	586 a	540 a	633 a	644 a
水田保全事業補助対象面積 (再掲)	504, 778 m <sup>2</sup>	518, 106 m <sup>2</sup>	530, 003 m <sup>2</sup>	516, 450 m <sup>2</sup>

用語解説

※14 環境保全型農業直接支払交付金

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体や、有機農業に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じて支払われる交付金

(5) 農作業体験・学習・交流の場を提供する機能を発揮するための取組

地産地消講座や食育講座、援農ボランティア養成講座といった各種講座の開催や、景観形成事業、果樹・植木・畜産の各品評会、園芸まつり、畜産ふれあいまつり等の事業を実施しました。

(主な取組実績)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
各種講座への参加人数	127 人	125 人	94 人	0 人
援農ボランティア登録者数	218 人	218 人	226 人	226 人
援農ボランティア受入農家数	57 人	55 人	50 人	50 人
景観形成事業の実施圃場 (再掲)	2 カ所	2 カ所	2 カ所	1 カ所
市内農産物の品評会等の実施回数	5 回	4 回	3 回	1 回

(6) 農業に対する理解醸成機能を発揮するための取組

各種講座やイベント、品評会を実施しました。

(主な取組実績)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
各種講座への参加人数 (再掲)	127 人	125 人	94 人	0 人
景観形成事業の実施圃場 (再掲)	2 カ所	2 カ所	2 カ所	1 カ所
市内農産物の品評会等の実施回数 (再掲)	5 回	4 回	3 回	0 回

## 4 藤沢市の農業の課題

### (1) 農業者の高齢化と担い手不足

全国的な傾向である農業者の高齢化と担い手不足の問題は本市においても現れています。2020農林業センサスにおいて、市内の販売農家<sup>※15</sup>戸数が2015年から115戸減少し、557戸となっています。このことから、本市の農業を維持・発展していくためには、新規参入者や後継者への支援を行うとともに、中核を担う農業者へ配慮した施策の推進を図ることが必要です。

表3-6 販売農家戸数

単位：戸

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年度
販売農家戸数	932	811	713	672	557

【2020農林業センサス】

#### 用語解説

※15 販売農家  
経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家

### (2) 農業経営の安定化の推進

農作物は、天候や病虫害等によって生産量や品質が大きく左右される上、出荷量の調整が難しく、市場における供給と需要によって価格変動しやすい特徴があります。さらに、近年、産地における大規模化や企業参入、海外からの農産物輸入などの影響を受け、農産物販売価格は下降傾向にあります。農業を持続的に発展させていくためには、安定的な農業経営の維持に必要な取組に対する支援が必要です。

### (3) 農地の保全及び生産基盤施設の機能の確保

農業者の高齢化や担い手不足により経営耕地面積が減少しています。経営耕地面積が減少することで耕作放棄地の増加につながり、都市農業が有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった多面的機能が損なわれるため、農地の保全が必要です。

また、農業施設の老朽化に伴い、農業用道路や用排水路等の生産基盤施設の機能が確保されるように、保全管理や整備が必要です。

### (4) 地産地消<sup>※16</sup>の推進

地産地消の取組を推進することにより、新鮮な地場農産物に対する市民のニーズに対応することができ、さらに農業者が誇りと意欲を持って農業に従事することができます。

本市でどのような農業が展開され、どのような農産物が栽培されているのかを周知し、市民が農業と触れ合う機会を提供することで、農業を身近に感じることができる地産地消を推進することが必要です。

用語解説

※16 地産地消  
地域の需要に即した生産を行い、その産物を地域で消費するための取組

(5) 都市農業に対する理解の醸成

都市化に伴う農業の兼業化及び混住化が進行するなかで、農薬飛散や土埃、臭気等による周辺住民との軋轢が生じており、市民の農業・農地に対する理解の醸成は、本市の農業の維持・発展に不可欠です。

農業・農地の重要性について市民の理解を得ること、さらに市民の協力が得られる環境を整えるためには、都市農業が発揮する多様な機能を周知するとともに、農業者と市民の交流を図ることが必要です。

(6) 環境保全に配慮した農業の推進

近年、地球温暖化<sup>※17</sup>の進行による気候変動や、その影響による自然災害の増加が世界的にも喫緊の課題となっています。

農業生産活動は、自然界の物資循環を活かしながら行われており、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進するなど、環境と調和した持続可能な農業の展開が必要です。

用語解説

※17 地球温暖化  
人間の活動が活発になるにつれて、大気中に含まれる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）等「温室効果ガス」が大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇している現象

## 第4章 新たな藤沢市の農業の将来像と基本方針

### 1 藤沢市の農業の将来像

【将来像】

#### (仮) 守り、育み、次世代につなぐ、魅力ある都市農業

新鮮な農産物を供給し、本市の「食」を支えるとともに、潤いとやすらぎを与える田園景観や生物多様性を保全する機能、防災・減災の機能など、都市農業が有する多様な機能を十分に発揮することにより、魅力ある産業として本市農業の持続的な発展と次世代への継承を目指していきます。

### 2 基本方針

都市農地が持つ多面的な機能の活用やこれまでの課題等を踏まえ、将来像の実現に向けた6つの基本方針を定め、これに基づき施策を展開していきます。

- 基本方針1 農業者及び担い手の育成・確保の推進
- 基本方針2 農業経営の安定化に向けた取組の推進
- 基本方針3 農地保全と農業生産基盤整備の推進
- 基本方針4 農産物の安定供給と消費拡大に向けた地産地消の推進
- 基本方針5 都市農業の多面的機能の活用
- 基本方針6 農業に関する環境施策の推進



※ 基本方針と SDGs の 17 の目標との関連性について示しています。

### 3 体系図

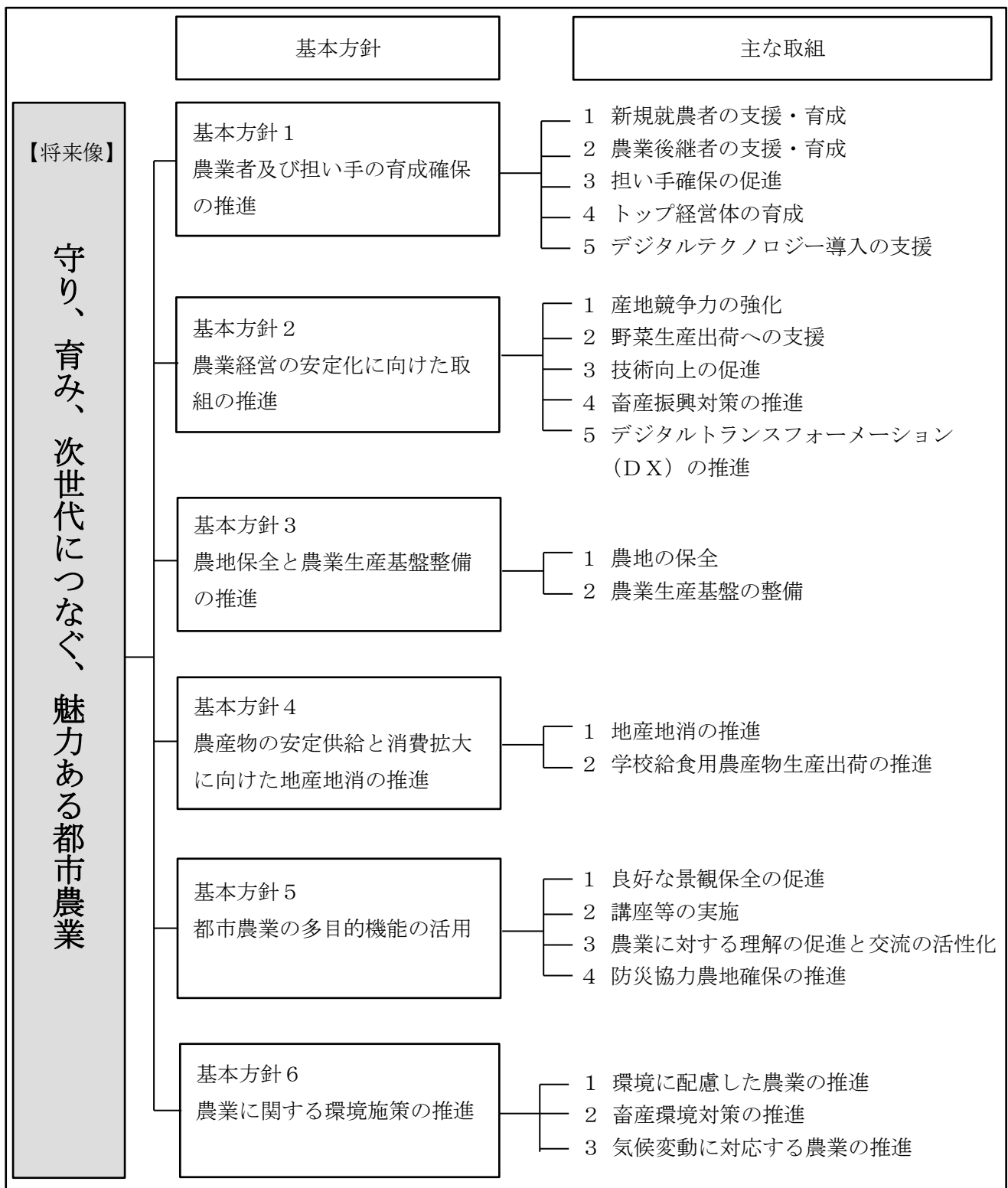


図 4 - 1 体系図

## 4 目標値と主な取組



### 基本方針1 農業者及び担い手の育成・確保の推進

農業者の高齢化や離農等による後継者不足が進む中、農業を持続的に発展させていくためには農業を支える人材の確保が必要となるため、農業後継者や新規参入者等への支援や新たな担い手の確保に取り組みます。

#### (1) 目標値の設定

取組項目	目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
新規就農者の支援・育成	新規就農者数	12人	毎年10人以上
担い手確保の促進	援農ボランティア登録者数	226人	346人
	農福連携促進事業 <sup>※18</sup> の実施件数	2件	10件

#### (2) 取組内容

No.	主な取組	取組概要
1	新規就農者の支援・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就農相談、農地探し等就農に関する支援から農業次世代人材投資資金<sup>※19</sup>の交付をはじめ、営農継続に対する支援</li> <li>○本市農業の新たな担い手となり得る新規就農希望者の研修受け入れに対する支援</li> <li>○就農概ね10年目までの農業後継者及び新規参入者の農業技術等の取得に係る研修費用の支援</li> <li>○女性農業者の参画の推進</li> </ul>
2	農業後継者の支援・育成	農業を継承していくために施設の整備等が必要な農業後継者に対する支援。
3	担い手確保の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○担い手不足の農家の支援策として、農業に関心があり農作業を体験したいという方を対象にした「援農ボランティア養成講座」の実施</li> <li>○農業者と福祉施設等の連携による農業の新たな担い手の確保と障がい者等の就労機会を確保し、社会参加を促進（農福連携）</li> </ul>

No.	主な取組	取組概要
4	トップ経営体の育成	かながわ農業版 MBA 研修を修了した農業者を対象とした、常時雇用ができる販売金額 3,000 万円以上のトップ経営体の育成に係る支援
5	デジタルテクノロジー導入の支援	○担い手の高齢化や労働力不足を解消するため、ロボット技術や ICT <sup>※20</sup> 、AI（人工知能）、IoT <sup>※21</sup> 等の先端技術の導入に対する支援

#### 用語解説

※18 農福連携促進事業

農業者と福祉施設等の連携を促進することで、農業の新たな担い手を確保するとともに、障がい者等の就労機会を確保し、社会参画を促進することを目的とした事業

※19 農業次世代人材投資資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、国が交付する就農前の研修を後押しする資金（準備型（2年以内））及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））

※20 ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称

※21 IoT（アイオーティー）

Internet of Things の略。従来インターネット接続されていなかった様々なモノが、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換する仕組み。「モノのインターネット」という意味で使用される。



## 基本方針 2 農業経営の安定化に向けた取組の推進

生産効率を高める省力機械の整備など、安定的な農業経営を図るための支援を行うとともに、高齢化や担い手不足など、厳しい経営環境にある都市農業を守り育てるため、デジタル化を進める農業者への支援を進めていきます。

### (1) 目標値の設定

取組項目	目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
産地競争力の強化	かながわブランド登録件数 <sup>※22</sup>	18件	28件

### (2) 取組内容

No.	主な取組	取組概要
1	産地競争力の強化	○品質の高い農産物の安定生産を図り、産地競争力を強化するための機械及び生産資材の導入や施設の維持・整備についての支援。
2	野菜生産出荷等への支援	○農協共販や市場出荷によるダンボール箱等の出荷資材購入に対する支援 ○ <u>神奈川県野菜価格安定事業<sup>※23</sup></u> の生産者負担への支援
3	技術向上の促進	○品評会等の開催による、生産者の技術向上及び市内農産物の普及促進。 ○畜産共進会の開催による、家畜改良の促進と飼育技術向上の促進。
4	畜産振興対策の推進	○畜産業の活性化や生産性向上のための畜舎の整備や設備等の更新・導入に対する支援 ○家畜の防疫体制、衛生環境及び肥育豚の資質能力や乳牛の生育向上に対する支援
5	デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	○ICTやロボット技術、AI等の先端技術の導入に対する支援 ○法令に基づく申請や、補助金及び交付金の申請のデジタル化の推進

#### 用語解説

##### ※22 かながわブランド

県と生産者団体で構成する「かながわブランド振興協議会」では、統一の生産・出荷基準を守り、一定の品質を確保するなどの要件を満たしている農林水産物や加工品を「かながわブランド」として登録している。

##### ※23 神奈川県野菜価格安定事業

対象野菜（春レタス、春・冬きゅうり、秋キャベツ、ほうれんそう）の価格が著しく低落した場合、野菜経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者と神奈川県があらかじめ積み立てた資金を財源として、生産者に対して補給金を交付する事業

### 基本方針3 農地保全と農業生産基盤整備の推進

本市の農業を維持・発展させるためには、耕作放棄地の発生抑制及び解消並びに農地の集積が必要です。地域農業のあり方や人と農地の問題について、地域の話し合いを進めることにより、地域の担い手を明確にし、農用地の利用集積や経営管理の合理化を図るため、「人・農地プラン※24」の実質化に向けた取組を進めていきます。

また、良好な営農条件を備えた農地や農業用水等を確保するための農業生産基盤の保全管理・整備は、農業生産力を支える上で重要な役割を担っており、生産性の高い農地を確保するため、農地の保全と農業生産基盤の整備に向けた取組を進めていきます。

#### (1) 目標値の設定

取組項目	目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
農地の保全	水田保全事業補助対象面積	516,450 m <sup>2</sup>	516,450 m <sup>2</sup>

#### (2) 取組内容

No.	主な取組	取組概要
1	農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○効率的な農地利用を図るため、人・農地プランによる地域の話し合いの推進</li> <li>○多様な機能を持つ水田を次世代に引き継ぐため、有機農業者及び県の認定を受けたエコファーマーに対する水田保全のための支援</li> <li>○遊休・荒廃農地を解消、保全する取組に対する支援。</li> <li>○有害鳥獣による農業被害防止のため、鳥獣被害対策への支援</li> </ul>
2	農業生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般車両の通行によって損傷を受けた農道や老朽化の著しい用水路の改修・整備</li> <li>○畜産業の活性化や生産性向上のため、畜舎や付帯設備等の改修・更新に対する支援</li> </ul>

#### 用語解説

##### ※24 人・農地プラン

農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。

## 基本方針4 農産物の安定供給と消費拡大に向けた地産地消の推進

地産地消の取組は、地域の農産物の安定的な供給や消費の拡大だけでなく、「旬と食文化への理解」、「食育」、「健康的な食生活の実現」、「生産者と消費者の顔が見える関係づくり」など、様々な効果が期待されます。藤沢市地産地消推進計画に基づき、これらに関連する取組を進めていくとともに、6次産業化<sup>※25</sup>の推進や新たなブランドの創出など、本市農業の持続的な発展に向けた取組を進めていきます。

### (1) 目標値の設定

取組項目	目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
学校給食用農産物生産出荷の推進	学校給食における市内産青果物のシェア	18.2%	28.2%

### (2) 取組内容

No.	主な取組	取組概要
1	地産地消の推進	○「藤沢市地産地消推進計画」に基づく、藤沢産農産物の市内流通や利用促進 ○市内農産物のブランド力強化と6次産業化の推進
2	学校給食用農産物生産出荷の推進	市内産新米、野菜、果物等を学校給食に提供することで、食育の促進と農業者の安定的な生産・出荷の推進



「藤沢産」ロゴマーク

#### 用語解説

※25 6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組

## 基本方針5 都市農業の多面的機能の活用

農業生産の基盤である農地は、「良好な景観形成」、「国土・環境の保全」、「農作業体験・学習・交流の場」、「農業に対する理解醸成」、「災害時の防災空間」といった多面的な機能を持っており、生活環境保全の面からも大きな役割を果たしているため、これらの農地が有する多面的機能の維持・発揮に向けた取組を進めていきます。

### (1) 目標値の設定

取組項目	目標値	現状値 (令和元年度※注)	目標値 (令和13年度)
講座等の実施	各種講座への参加人数	94人	毎年120人

※注：令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で事業未実施のため、令和元年度の数値を現状値としています。

取組項目	目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
防災協力農地確保の推進	防災協力農地面積	98,492.42 m <sup>2</sup>	72,893.26 m <sup>2</sup>

### (2) 取組内容

No.	主な取組	取組概要
1	良好な景観保全の促進	○多様な機能を持つ水田を保全することで、良好な景観保全の促進 ○遊休農地を活用した、景観形成作物の播種・摘み取りイベントの開催
2	講座等の実施	地域住民との交流や農業理解促進を目的とした講座等を実施（地産地消講座・食育講座・援農ボランティア講座等）
3	農業に対する理解の促進と交流の活性化	イベント等の開催による、市内農産物の理解の促進（果樹品評会、植木品評会、園芸まつり農産物品評会、畜産共進会、畜産ふれあいまつり等）
4	防災協力農地確保の推進	災害時の市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てるための防災協力農地の確保の推進

## 基本方針6 農業に関する環境施策の推進

農地は緑地機能や災害の防止機能、景観形成の役割も担っています。また、農業生産活動は自然界の物質循環を活かしながらか行われており、環境と調和した持続可能な農業の展開が重要となることから、環境に配慮した農業施策に取り組んでいきます。

### (1) 目標値の設定

取組項目	目標値	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
環境に配慮した農業の推進	有機農業の取組面積		

### (2) 取組内容

No.	主な取組	取組概要
1	環境に配慮した農業の推進	○環境保全型農業 <sup>※26</sup> や有機農業 <sup>※27</sup> の推進 ○カーボンニュートラル <sup>※28</sup> やゼロ・エミッション <sup>※29</sup> の取組による環境負荷軽減の推進
2	畜産環境対策の推進	○環境に配慮した施設整備を推進するため、周辺環境への影響を把握するため臭気調査の実施 ○畜舎内の暑熱対策のための畜舎の整備や機器の導入に対する支援
3	気候変動に対応する農業の推進	○集中豪雨の際に洪水被害を緩和する役割を持つ水田の保全 ○気候変動の影響による農作物被害の回避・軽減対策に対する支援

#### 用語解説

- ※26 環境保全型農業  
農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業
- ※27 有機農業  
化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業
- ※28 カーボンニュートラル (carbon neutral)  
温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。2020年(令和2年)10月、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言した。
- ※29 ゼロ・エミッション  
1994年(平成6年)に国連大学が提唱した考え方で、あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムをいう。

## 第5章 計画推進のために

---

### 1 関係機関等との連携

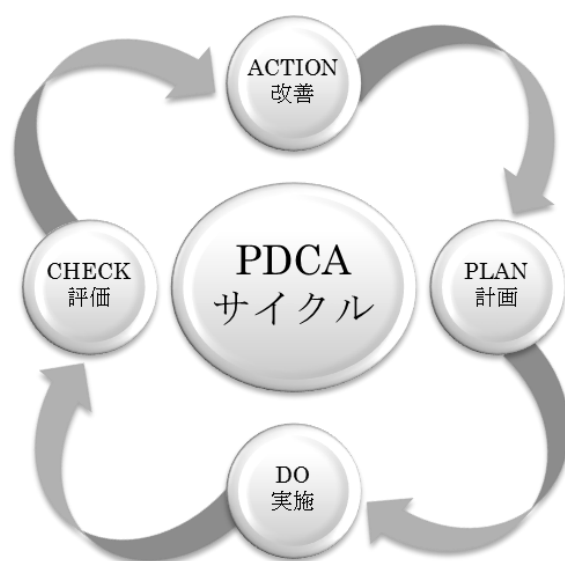
---

本市農業振興を推進し、都市農業の多様な機能を発揮するためには、市と農業振興に関わる各主体との連携が重要であると考えます。市は、計画の推進にあたり、農業者、市民及び関係機関等との連携を図りながら、計画の周知と都市農業振興の施策を実行していきます。

### 2 計画の進行管理

---

市と農業振興に関わる各主体は、社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、必要に応じ計画の進捗状況について情報交換を行い、課題の共有と本市農業振興への効果の検証を行います。また、解決すべき課題や問題を明確にし、計画・実施・評価・改善を繰り返すなど、適切な進行管理を行います。



## 藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 都市農業の多様な機能の発揮を通じて、農地の有効活用及び適正保全を図り、農地と宅地等が共存する良好な市街地の形成に資することを目的とした基本計画の期間満了に伴い、計画を改定するため、「藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

### (調査審議事項等)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 都市農業振興基本法(平成27年法律第14号)第10条に規定する本市における都市農業の振興に関する計画(以下「地方計画」という。)の策定に係る事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために必要な事項

### (組織等)

第3条 協議会は、委員9人をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数で、市長が委嘱する。

- (1) 藤沢市農業委員会委員 1人
  - (2) さがみ農業協同組合役員 1人
  - (3) さがみ農協藤沢市農業経営士協議会役員 1人
  - (4) さがみ農協藤沢市青壮年部役員 1人
  - (5) さがみ農協藤沢市青少年藤友会役員 1人
  - (6) JAさがみさわやか倶楽部藤沢地区役員 1人
  - (7) 藤沢市新規参入者連絡会役員 1人
  - (8) 藤沢市畜産会役員 1人
  - (9) 藤沢市土地改良協会役員 1人
- 2 協議会には会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までの間とする。

### (会議等)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。



- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見等を聴くことができる。

(結果報告)

第7条 会長は、第2条に掲げる事項について調査審議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、経済部農業水産課において総括し、及び処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

## 藤沢市都市農業振興基本計画策定協議会委員名簿

職 名	氏 名	所 属 ・ 職 名
委 員	齋藤 義治	藤沢市農業委員会・会長
委 員	高橋 弘	さがみ農協協同組合藤沢地区運営委員会・委員長
委 員	湯澤 与志男	さがみ農協藤沢市農業経営士協議会・会長
委 員	和田 良勝	さがみ農協藤沢市青壮年部・部長
委 員	伊澤 昇平	さがみ農協藤沢市青少年藤友会・会長
委 員	和田 早苗	JAさがみさわやか倶楽部藤沢地区・部長
委 員	寺師 由布子	藤沢市新規参入者連絡会・会計
委 員	須田 裕	藤沢市畜産会・会長
委 員	渋谷 幸宏	藤沢市土地改良協会・会長

2021年（令和3年）8月6日現在





藤沢市経済部農業水産課

〒251-0816 藤沢市朝日町1番地の1

TEL : 0466-50-3532 (直通)

FAX : 0466-50-8256

E メール : [fj-nousui@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj-nousui@city.fujisawa.lg.jp)